

## ● 非自発的失業者に対する国保税の軽減について

平成22年度から解雇、倒産などによる離職や雇止めなどによる離職をされた人の国民健康保険税の軽減措置が開始されました。対象となる方は窓口で手続きをしてください。

『11. 離職年月日』が平成21年3月31日以降(その時点で65歳未満)で、  
『12. 離職理由』コードが  
**11・12・21・22・23・31・32・33・34** のいずれかに該当する場合。

### ■ 軽減額算定

国保税は前年の所得により算定されますが(参照:『国民健康保険税の算出方法』)、この制度の対象となる場合には、前年の給与所得を30/100とみなして税額を算定します。

### ■ 軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間

### ■ 手続きに必要なもの

- ① 雇用保険受給資格者証(原本)
- ② 印鑑

## ● 国保税の減免について

- ① 平成23年中の世帯合計所得が600万円以下(災害等の場合は1,000万円以下)の場合
- ② 平成24年中の世帯合計所得が平成23年中の世帯合計所得に比べ3割以上減少している場合  
上記①、②のいずれにも該当する場合には国保税の所得割額について減免申請ができます。  
※申請がない場合は減免できません。必ず窓口で申請してください。

## ● 国保税の支払が困難な方へ

会社の倒産や退職、病気療養、災害等の理由により納付書通りに支払いが困難な場合は国保税の減免制度、分割納付をする等の方法があります。国保税を滞納すると、保険証が交付されないだけでなく、延滞金が加算されたり、財産(給与や預金、自動車等)が差し押さえられることがあります。支払えないからといって放っておくのではなく、必ず**早めに窓口で相談**しましょう!

## 高齢受給者証をお持ちの方へ

今お持ちの国民健康保険高齢受給者証は、7月31日までの期限です。新しい受給者証を、今月中に自宅へ郵送します。8月からの病院での受診時は、新しい受給者証を提示するようご注意ください。

病院での医療費の自己負担額は、1割(現役並みの所得がある人は3割)となります。  
※ 制度改正により平成24年4月から、70歳以上75歳未満の方のうち現役並み所得者以外は、お医者さんにかかったときの自己負担が2割に引き上げられる予定でしたが、この改正が凍結され平成25年3月まで1割に据え置かれます。

8月を過ぎても受給者証が届いていない場合は、下記までご連絡ください。

入院中の食事代の減額証の更新は、8月1日からはじまります。

国保世帯全員が**住民税非課税**の世帯は、入院時に食事代が減額されます。

すでに減額証をお持ちの方が再度申請をする場合は、8月に国保係窓口で手続きしてください。

# 国民健康保険税のお知らせ

平成24年度の国民健康保険税のお知らせを7月中旬に送付します。届いた「お知らせ」で保険税を確認してください。

『国民健康保険納付額合計①+②+③』に表示されている金額が今年度(平成24年4月から平成25年3月分)の国保税です。詳しい計算方法については下記を参照してください。

## ● 国民健康保険税の算出方法

下記の項目(A)、(B)、(C)のそれぞれの『所得割額』、『均等割額』、『平等割額』の合計が今年度(平成24年4月から平成25年3月分)の保険税額となります。

	① 医療分 限度額：510,000円	② 支援金分 限度額：140,000円	③ 介護分(40歳～64歳) 限度額：120,000円
所得割額	* <sub>1</sub> 所得割算定基礎額の7.00%	* <sub>1</sub> 所得割算定基礎額の1.95%	* <sub>1</sub> 所得割算定基礎額の1.35%
均等割額	加入者数×17,000円	加入者数×4,000円	加入者数×5,500円
平等割額	20,000円	6,000円	3,300円

### 《用語の解説》

- \*<sub>1</sub>『所得割算定基礎額』: 給与所得・公的年金等の所得の合計所得金額から33万円を控除した額のこと
- ②『支援金』: 後期高齢者医療制度を0歳以上75歳未満の方が財政的に支援するための保険税で、後期高齢者医療制度の財源(全体の約4割相当分)に充てられます。
- ③『介護分』: 40歳以上65歳未満の方(介護保険法第2号保険者)は介護保険費分を国保税に含めて支払います。

## ● 納税通知書内の「賦課決定明細」の見方

上記の算出方法に基づき計算された国保税が、納税通知書内の「西原町 国民健康保険税 賦課決定明細」に表示されています。それぞれ「医療給付費分」、「支援金分」、「介護納付金分(40歳～64歳)」の合計が年税額となります。

医療給付費分		
内 訳	金額(円)	
所得割	0	所
(7.00%) 所得割額(A)	0	(1)
均等割	17,000	均
(17,000円/人) 均等割額(B)	17,000	(4)
平等割	20,000	平
1世帯当たり(C)	20,000	
積算合計(D=A+B+C)	37,000	積
軽減措置	991	軽
(注)7038050の減額	1,166	(注)7038
限度超過額(E)	0	限
月割減額(H)	33,918	月
減免額(I)	0	減

世帯の所得により決まる税額を表示しています。「所得割標準額」は、世帯員の前年度合計所得額で、それに所定の割合を計算した金額が(A)に記載されています。

4月1日時点の世帯員の人数に所定の金額をかけた金額が(B)に表示されています。※途中で社会保険等に加入した場合は(H)で減額します。

世帯の所得が一定額以下の場合、均等割額・平等割額が軽減されます。(『低所得者世帯への軽減について』参照)該当する場合には(E)、(F)に軽減された金額の表示があります。

4月1日以降に転出や社会保険等に加入したために、保険税が減額になる場合、(H)に減額になる金額が表示されます。

## ● 低所得者への軽減について

世帯の所得が一定の金額以下の場合、条例の定めにより均等割額・平等割額の7割、5割、2割を軽減する措置が適用されます。

該当世帯の所得	
7割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円+(24万5千円×世帯主を除く世帯の人数)以下の世帯
2割軽減	33万円+(35万円×世帯主を除く世帯の人数)の世帯

特に届出の必要はありません

※世帯員の中に未申告者がいる場合は軽減されません。